

第百二回 参議院 地方行政委員会 會議録第十五号

昭和六十年五月二十二日(水曜日)
午後一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 三郎君
理事 岩上 二郎君
松浦 功君
上野 雄文君
三治 重信君

委員 上田 稔君
大河原太一郎君
上條 勝久君
古賀雷四郎君
吉川 芳男君
佐藤 三吾君
志吉 裕君
丸谷 金保君
中野 明君
神谷信之助君

事務局側
常任委員会専門員

高池 忠和君

参考人

宇都宮市長 増山 道保君
徳波町長 山本 滋君
岡山大学経済学部教授 坂本 忠次君
統一労働組自治体部会政策委員長 佐藤 光雄君
専修大学経済学部長 原田 博夫君
部助教授

本日の会議に付した案件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本法律案審査のため、参考人として、宇都宮市長増山道保君、徳波町長山本滋君、岡山大学経済学部教授坂本忠次君、統一労働組自治体部会政策委員長佐藤光雄君、専修大学経済学部助教授原田博夫君、以上五名の方々の御出席をいたしております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、極めて御多忙のところを本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御意見を拝聴し、本案の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしく御意見を申し上げます。

なお、議事の進行上、参考人の方々にそれぞれ十五分程度御意見を順次お述べいただきまして、陳述が全部終わりました後に各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を受けることになっておりますので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。

○参考人(増山道保君) 全国市長会の評議員をいたしております宇都宮市長の増山道保でございます。財政の諸問題につきまして日ごろ特段の御理解と

御尽力を賜っており、衷心より感謝を申し上げます。

本日は、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして意見を申し述べる機会をいただきましたので、直接都市行政に携わっております市長の立場から意見を申し述べさせていただきます。

まず、高率の国庫補助負担率の一律引き下げ問題についてであります。昭和六十年年度の地方財政はこの問題で明け暮れたところでございます。今さら申し上げるまでもないことでありますが、行政改革の推進と財政再建は、地方を通じる現下の最も緊急かつ重要な課題でありますので、これを着実に推進してまいらなければならないことは当然であります。地方団体におきましては、これまでも行政運営の効率化を目指して自主的な改革を努めてきたところでございます。行政改革と財政再建の要諦は、国も地方も現在の事務事業そのものを抜本的に見直し、思い切った整理縮減を行うことによつて行政全体の減量化と総裁制の削減を図ることです。そして、国と地方との二重行政を排除して身軽になることであろうと思ひます。このため私どもは、地方団体の経常的な事務事業として既に同化定着しているものなど、地方の自主性にゆだねることが適切と考えられる補助金や人件費、法施行事務費等、運営費に係る補助金等を廃止をし、縮減し、地方一般財源化を図るべきであるとして具体的方策の提案をしてまいつたところであります。こうすることにより、地方の自主性、自律性も強化されますとともに、国の事務と負担もまた大幅に軽減され、財政再建にも大きく寄与することができると信じているものであります。

ところで政府は、昭和六十年年度の予算編成におきまして、これら国、地方を通じる事務事業の抜本的な見直しを行わないまま、国民生活と密接に関連する生活保護費を初めとする社会保障関係費や公共事業の国庫補助負担率を一律に引き下げたり、義務教育費国庫負担金における教材費、旅費を国庫負担対象から除外するなど、一方的に削減を行おうとしたのであります。このことは単に国の財政負担を地方へ転嫁するだけでなく、国と地方の事務量と経費の節減合理化には何ら寄与するものではありません。さらに行政改革の趣旨にも反するだけでなく、国と地方との正常な財政秩序は乱され、その信頼関係をも損なうことになる危険をいたしているものであります。

私ども地方団体は、このような国庫補助負担率の一律引き下げについてはこれを絶対に容認することはできず、その撤回を強く求め、総力を挙げて反対運動を展開したのであります。予算編成の大詰めの段階で、今回の措置は昭和六十年年度限りの暫定措置とされ、また地方財政運営には支障を生じることのないよう当面の対策が講じられ、たので、私どもとしてもまことに不本意ながら、これを受け入れざるを得なかったものでござい

ます。ちなみに、国庫補助負担率の引き下げによる地方負担の増加額について申し上げますと、経常経費系統で二千六百億円、投資的経費系統で三千二百億円、合計で五千八百億円にも達し、経常経費系統の二千六百億円につきましては地方交付税の一千億円の特例加算、建設地方債の増発千六百億円措置され、また投資的経費系統の三千二百億円につきましては、元利償還に要する経費が地方交付税において全額算入される臨時財政特例償分二千億円を含め、建設地方債の増発で対処されたのであります。

このように六十年年度の国庫補助負担率の引き下げに当たりましては所要の措置が講じられたわけでありまして、私ども地方団体は、今後において

も社会保障制度のあり方、国と地方との間の機能分担等の見直しが行われないうまま、単に補助率を一律に引き下げるといふことにつきましてもは納得できないという考え方があります。昭和六十一年度以降の補助率のあり方については政府内部において今後検討されることとありますので、ぜひとも私どもがこれまで要望してまいりました方向での適切な結論が早急に得られるよう強く期待をするものであります。

次に、地方の自主性、自律性を確保する観点から、地方財政の長期的、安定的な財源確保につきましても諸先生方に御配慮をお願いしたいと存じます。

御案内のように、昭和六十年度の地方財政計画は、累積した巨額の借入金を抱え、引き続き厳しい状況にあることにかんがみ、おおむね国と同一の基調により策定されております。歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方税負担の公正適正化を推進しつつ地方税源の充実強化と地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行うことを基本としております。その結果、地方財政計画の規模は、総額で五千兆五千二百七十一億円、前年度対比で四・六％の増となり、昨年度の一・七％増及び国の予算の伸び率三・七％をいずれも上回るものとなっております。一般財源は一〇・五％の増、一般財源比率は六四・二％となり、地方債依存度は七・八％となるなど、内容は改善されてきております。また、地方債資金に占める政府資金の比率が前年度の四八・五％から五八・六％になるなど、現在の財政状況下では所要の配慮がなされておりました、地方団体としても一応の評価をいたしておるものであります。

このように述べてまいりますと、地方財政もやや積極的な計画規模になったと見る向きもあるかと存じますが、しかし先ほどから申し上げておりますように、国庫補助率の引き下げに伴う地方

負担の増があることを考慮しなければなりません。また、一般財源の伸び率一〇・五％に対して歳出を四・六％と抑制した中であって、公債費が九・八％の増、給与関係経費が五・六％の増と、義務的経費が高い伸びを示しており、一般行政経費は三・八％の増、投資的経費は一・五％の増にとどまり、歳出構造は引き続き硬直化しております。

さらに、地方財政の現状は昭和六十年度末において五十六兆円に上る借入金残高を抱えるなど、極めて厳しい状況に置かれており、個々の地方団体についても公債費負担比率が年々著しく上昇しており、危険信号とも言える二〇％を超える団体が全体の四分の一を占めるのが実態であります。地方財政は国の財政構造とは異なり、義務的経費のウェイトが高い上、歳入構造から見ても自主財源が極めて乏しく、その上、国の制度、施策の影響を極めて強く受けるという特質を持っているとともに、三千三百団体余の財政主体の集合体であることなどを考えますと、現下の地方財政の実態は全く予断を許さない状況にあり、地方財政の健全化はまだまだと言わざるを得ないのであります。

もとより、地方団体におきましてもこの財政危機を打開すべく、事務事業の見直し、組織機構の簡素化、職員の給与、定員の適正化、経費の節減合理化などに努め、みずから努力をしておるところであります。今後引き続き一層の行政の簡素合理化、財政の効率的な運用を積極的推進してまいる覚悟でございますが、ここで地方の自主性、自律性を確保する観点から、また地方財政の長期的、安定的な財源を確保するため、諸先生方に特に次の三点について御配慮を賜りたく申し述べさせていただきますと存じます。

まず第一点は地方税源の充実強化についてでございます。

地方団体の事務は、住民福祉の向上、公共施設の整備、維持など、住民に身近な経常的なものが多い上に、人口の高齢化、価値観の多様化などに

よって行政需要は増加の一途をたどっております。これらの要請にこたえ、地域の特性、多様性を生かし、魅力ある地域づくりを進めるためには安定した財源が必要であり、さらに地方財政の健全性を回復するためにも、地方団体の収入の中心をなす地方税源の拡充強化がぜひとも必要であります。昭和六十年度の地方税収入見込み額は二十二兆五千八百八十五億円、前年度に対し一〇・六％の増となっておりますが、これは経済の順調な伸びを反映した法人関係税の大幅な自然増収に支えられたものであります。このような既存税制の基本的枠組みの中で自然増を期待するというのではなく、より中長期的な観点から適正な租税負担のあり方、国、地方を通ずる税源の再配分に關して抜本的な検討を行い、地方税源の増強を図っていただきたいのであります。

さらに、私も都市の立場から申しますと、都市的税目である法人所得課税の市町村への配分の強化、個人所得課税における市町村の配分割合の拡充、消費流通課税等間接税の充実を図るとともに、地方道、特に市町村道の整備促進のための道路財源の強化を推進する必要があると存じます。また、マル優などの非課税貯蓄制度の改革が大きな問題となりましたが、結局現行制度の中で限度額管理を強化することで決着し、住民税については現在と同様、所得税課税の中で貯蓄の利子所得等が課税対象となっていないものがあるという不公平が依然として残ることになったのであります。私も地方団体といたしましては、何とか地方税として課税できる方途を検討していただきたいと思っております。

第二点は地方交付税総額の安定的確保についてであります。

御承知のとおり、地方交付税制度は、地方団体の自主性を維持しながら地方財源の均衡化及び必要な財源の保障により地方自治の本旨の実現を図ることを目的としております。また私も地方団体は、これは国が便宜的に一括徴収する形態の地方税とも言ふべきもので、独立共有財源と認識を

いたしております。地方税とともに自主財源の大きな柱となっております。現在御審議中の改正法案におきましてその総額は前年度に對して一〇・九％の伸びとなり、昭和五十七年度以来三年ぶりに大幅な増額となったのであります。しかしながら、先ほども申し上げたこととおり、累積した地方債残高、巨額の交付税特別会計の借入金残高等、地方財政を取り巻く厳しい財政環境を考え合わせますと、財源の確保は今後においても極めて重要な課題となりますので、諸先生方におかれましては個々の地方団体の各年度の財政運営に支障を生じないよう十分御留意を賜り、地方交付税総額を安定的に確保していただきますようお願い申し上げます。

第三点は国庫補助金等の整理合理化についてであります。

この問題につきましては先ほども申し上げたので重複を避けたいと存じますが、ぜひとも抜本的な改善が図られるよう要望いたします。仄聞するところによりますと、昭和六十一年度以降においても今回の補助率引き下げ等の措置を継続すべき旨の意見があるようでございますが、昭和六十年限りとすることを厳守していただきますよう、この際強く御要望を申し上げます。また、今後このような地方団体の不信を招くことが二度と繰り返されないう、あわせて強くお願いを申し上げる次第でございます。なお、補助金等に係る超過負担の解消につきましても、政府において毎年度合同調査を実施し、その解消措置がとられておりますが、引き続き御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、当面する地方行政の諸問題についてお願いがたがた、忌憚のない意見を申し上げさせていただきます。どうぞ地方財政の厳しい実情を御理解いただき、速やかに本改正法案が成立いたしますよう、よろしく御願いを申し上げます。私の公述を終わらせていただきます。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。

た。

次に、山本参考人にお願いたします。

○参考人(山本滋君) 私は福岡県穂波町長の山本でございます。

穂波町は福岡県のほぼ中央に位置し、筑豊盆地にあり、飯塚市に南に接する人口二万八千、戸数八千九百戸、面積二十五平方キロの町であります。以前は住友、日鉄、三菱の大手三山があり、三十一年までは村でありまして、人口四万三千を擁し、日本一の村と言われておりましたが、三十二年に町制を施行しましたが、エネルギー革命により炭鉱は閉山され、四十一年には人口二万五千に落ち込んだ過疎の町でありましたが、少しずつ人口を増加し、勢いを増してきているところであります。

町の予算は五十九年度で五十二億で、その中の予算は産炭地の後遺病をなくするための施策が大きく占めます。失業対策事業、緊急就労事業、開発就労事業、特別開発就労事業の四事業が大きく、その次は炭鉱跡地に当時の従業員で年齢その他の事情で会社が紹介した関連会社に行けなかった人々が住んでおられるところは三カ所、一千戸あります。そのところの環境整備、また一つは大手炭鉱周辺に住みついで、それに依存して生活していた人々が四カ所、八百戸、こういうことについては道路、排水等の環境整備が必要になってまいります。さらに、生活保護者が千三百七十七世帯、二千七百六十八人おります。また学校が、中学校二、小学校五つありまして、炭鉱の盛んな時代は生徒増に伴う増築に追われ、閉山とともに校舎は余りましたが、それから二十年、危険校舎ばかりなので、今まで十年間に中学校二、小学校一を新築いたしました。あと四つが残っているのが問題であります。

参考のために資料をお配りしてありますが、六十年年度予算では減りまして四十七億、このうちに税が十三億、地方交付税が十八億を占めます。この十八億の交付税の変動が大きくなるとその影響が非常に大きくなります。

このたび地方交付税法改正によりまして単位費用がそれぞれ少ずつ上がつており、喜ばしいことですが、ところがそれだけでは喜ばないのがあります。それは第十三条によるとありますが、種別補正、密度補正、態容補正、段階補正等があり、おおよそ下げる方向に傾くのであります。新しいことが起こりますと自治省は、そのうちこれこれの分は交付税に入れますからと説得いたしますが、総枠でその分を追加するというのを聞きません。この種補正係数を少ずつ下げることによって、新しいものを入れても総枠に含まれるようにしているのではないかと疑いを持たれます。こういう点も堂々と議会に出し、議員さんに公表して批判を受けるべきだと考えます。

失対事業について申し上げます。労働省は五十八年、五十九年度は就労者の就労方数を減らすことと失対予算の国の予算一割減に対応してきたのですが、六十年はそれには触れず、県、市町村の予算の負担増によって国の労働予算一割減をしようとして、五十九年の中ごろから町村に対して補助金の一割削減を説得されたわけでありました。その穴埋めは地方交付税によって埋める、理屈的に言えばそれだけ財政需要額が多くなるのだから、当然交付税が多くなるのは当たり前でしよう、もちろん不交付団体は何も行かないようになりませんが大蔵省を含めて説得されました。ところが、最後どうだったでしょうか。自治省と大蔵省とがけんかして、ついに一年限りということでは自治省が折れました。これは御存じのとおりでございます。その一割カットの法律がやつとできたのに、もうその一割カットを恒久化するという大蔵省は宣伝しています。町村をばかにするのも甚だしいと思います。

町村では交付税だけというものが、交付税と、一部が建設であるから公債に肩がわりさせられました。町村はだまされ続けたわけでありまして、穂波町の場合、一割削減で七千万円の減であります。が、今はつきりしているのは建設公債一千五百万円だけで、交付税については今から計算されるわけ

けですのでもわかりません。第一、法律をつくらないうちに実行をさせ、その年度に入ってから法律をつくってつじつまを合わせるようなありさまです。しかも、その内容が最初の話と違つて悪くなつていきます。こういうことで町村は国が信用できましようか。こんなことを町村でやつていいでしょうか。町村の条例を予定しながら一方的に住民に押しつけて税金を取り、後になって条例を提案するなどやつて許されるでしょうか。地方課からこつぱどくしかれるのが落ちでございます。こういうことを平気で国側はやられます。しかも、ことしきりがもう既に、先ほども言われましたように、恒久化しようという話が出ているぐらいでございます。

それから、公債比率のことでございますが、資料の三枚目に入れてありますが、そういうことから公債比率は次々と上がつてきております。これも産炭地のためのものがかなり占めておるといえますが、五十五年一〇・八、これは正規に言う公債比率ではなくて、三年平均でなくて単年度ごとを出しておりますが、一〇・八から一七・五、もう警戒線は一昨年突破したという状況でございます。六十年度は産炭地事業以外は何らの新しい事業はやれないということ、やつておりません。それで四十六億ということになったわけだろうと思ひます。

次に、地方団体が金が増えておるから地方から減ればいいじゃないかというように国に考え方があつてございまして、余つておるような金はございませぬ。ようやくくにしてその日その日を暮らしているというのが産炭地の実情でございます。

給与が高いという話も聞きます。そこにラスパイレスを出しております。私が町長になつた年が五十年でございまして、五十年が一〇七二、次々に下がつていっております。ただ、五十四年と五年につきましては若干の不合理は正等をしてしまつて横ばいになつておりますが、そういうことをやらなければ常に下がつていくわけでございます。下

がるのも当たり前でございます。国は必ず十五分の二の特昇をやつております。したがうして、六年半すれば全員一号上がるわけです、平均としましては、それで上がるのは当たり前です。市町村ではそういうことはやつておりません。そういうことで苦勞してやつておるわけでございます。

そういうことでございまして、この際もう過去のことは申し上げませんが、国の施策というのは信頼を持てるような施策にいたさなく、しかも、法律は決まつて実行していただくということが筋ではなからうかと思ひます。そして、安定した地方交付税を信頼できるように、ことしはこれだから来年はこうなるだろう、したがつてこういう仕事をやろうという、先を見て我々はやらなければなりませんので、来年はどうなるかわからぬような地方交付税は非常に困ります。いつ、どう削られるかわからぬということでは困りますので、若干の変化はあつてもその変化の方向が見出せるような交付税であつてほしいと思ひます。ことしの場合が今までと違ひまして、非常な変化をしましたので、一番見出せなかつたです。交付税をやると言ひながら、もたらえるものもかえらないものかわからぬ。先ほど言いましたように、七千万のうちの千五百万円だけが今信頼できるものでございまして、それでは町の財政の運営といひますか、組み立てには非常に苦勞するわけでございます。

そういうことで、今後とも大変御苦勞ではございまいしょうが、国の施策は町村の安心できる、信頼できるものであり、また安定した交付税制度としていただきたいと思ひます。その他のことについては前の参考人から主なことを言われましたので、穂波の苦しいところを訴えながらお願いいたします。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。

次に、坂本参考人にお願いたします。

○参考人(坂本忠次君) 岡山大学の坂本でございます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に關連しましては、国、地方財政の危機にかかわる当面の問題と我が国の国と地方の行政關係をめぐむる長期的な問題があるわけでございしますが、私は、我が国の地方自治と分権を進め、地方財政自主権を国民的に強化し、都市、農村における地域住民の生活と自治を保障していくという立場から、当面の課題を中心に三、四点につきまして意見を述べさせていただきます。

第一に、本年度の地方交付税法の改正は、特例措置額一千億円の加算に關連しまして、さきに国会で成立しました補助金法と密接に關連いたしますので、まずこの点に觸れておくことから始めたいと思います。

戦後我が国の国と地方の財政關係におきまして、いわゆる補助金等の削減は、昭和二十五年にシャープ勧告で提案されて以来の懸案事項でございました。しかし、さきの政府提案に見られますような補助金一括削減法案のようなやり方での削減方法につきましては、にわかに賛成しがたい点につきまして、既に地方六団体からの意見を初め、本国会でも多くの論議を見、参議院における附帯決議となつてあらわれたところでもあります。

本年度の交付税の特例措置は、地方財源を特定財源から一般財源に変更していくという意味では補助金等の整理合理化の方向に合致し、一見望ましく見られるのでありますが、なおここに幾つかの基本的な問題が未解決のまま残されているところでもあります。元来、補助金等と申しましても、我が国では国庫支出金の言葉に總括されていますとおり、その機能や内容は多岐にわたる、その整理合理化も画一的には行い得ないのであります。御承知のところではありますが、現行の地方財政法の規定のもとでも、補助金等には十條三までの關係の国庫負担金、十條四の委託金または委託費、十六條のいわゆる奨励補助金が少なくとも存在するわけであります。

今回削減対象となつた高率補助金のほとんど

は、このうち国庫負担金に相当し、地域住民、市民のナショナルミニマムを保障していくため国が法で定めたものであります。この中には、昭和二十七年の義務教育費国庫負担法など、シャープ改革以降に成立したもので、その後改正を見たものなどが多いところでございます。

昭和六十一年度の予算編成に際しましては、この問題をいかに扱うかにつきましては大蔵省、自治省及び関係各省ほかの参加する専門機関で慎重に検討されるということでありまして、特に私の申し上げておきたいことは、今回一律削減の対象となつた例えば生活保護費のカットにつきましても、不安定就業層の多い大都市や地方都市では特に影響が大きく、近年の出生率の低下と平均寿命の延長による高齢化の進展、外国人登録者の増大などがこれに作用しています。具体的には関西の大阪府を初め、先ほどもお話がございましたが、炭鉱離職者を抱える福岡県の北九州市ほかの市町村、私の住んでおります岡山市や倉敷市などの地方都市でも工業化や都市化を反映しまして、市営住宅居住者を中心に生活保護世帯が増加し、性質別経費のうち義務的経費の増大をもたらしているところでもあります。

今日の生活保護世帯の問題は、都市、農村財政の構造的な問題であるとの認識が必要であり、この点を特例措置で基準財政需要額の加算を行うことももちろん必要な措置ではあります。このような方法だけでは決して十分ではありません。ここに今日の地方行政にビルトインしておりますナショナルミニマムの保障に關連する国庫負担金をどのように考えるか、地方交付税の将来とあわせ、改めて注意を喚起しておきたいと思うからであります。

第二に、今日の我が国の地方財政調整制度の根幹をなす地方交付税に關する最大の問題点の一つは、現段階で現実の交付税をいかにして現行の三二%の水準まで確保できるかの問題であります。つまり、今日我が国の普通交付税交付基準額の算定方式による財源不足額、つまり基準財政需要額

から基準財政収入額を差し引いた額に満たないことが恒常的になつてきておりまして、その地方財源としての不安定性があらわれてきていくことをいかにして改善するかの問題であります。

主要国税三税の一定割合を地方に配分する交付税制度は、昭和四十一年度以来、いわゆる地方財政好転論などを理由に税率を三二%に固定してしまつておりまして、既に四十三年度に交付税の減額を行つてから、大蔵省資金運用部資金からの借り入れ、あるいは繰り越し、減額など年度間の調整が恒常的に行われるようになってきております。とりわけ昭和五十年年度補正に伴う一兆一千二百億円の借入金以来、地方交付税の不足は年々拡大し、これへの対応として、特例によつて交付税特会による国からの借入金によるか、ないしは地方債、つまり建設地方債、財源対策債などの増発によつて年々賄われることになってまいりました。このうち交付税特別会計における国からの借入金は、私の計算では昭和五十八年度末までで一兆五千二百八十八億円に達し、五十九年度末までで償還額二千五百八十億円、うち地方負担が二分の一の千二百八十九億円ですが、これを差し引いて一兆二千六百三十八億円となつております。昭和六十年年度の交付税総額からは利子支払い額として三千六百九十億円の控除が必要とされることですが、今後の借入金償還計画により七十三年度で残高ゼロとなる計画であり、五十八から七十三年度までの償還額累計一兆五千二百八十八億円のうち地方負担分が五兆六千九百四十一億円となる計算となります。一方、不足額の半ばは建設地方債あるいは財源対策債等の増発によつて賄われ、毎年これが一兆円を超えるのであり、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるとはいえませんが、公債費比率の上昇を招いておりますことは否定できません。

したがって、この実態からしましても、国に比べて地方財政に余裕があるとは決して言われないうるわけでございします。事実、五十九年度に交付税特別会計から各地方団体に交付された交付額は国税三税の三一・三%にとどまつたのであります。我が国の交付税の目的は、地方交付税法第一条にもありますとおり、「地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資する」ことにあります。そうして、同法の六条三の二項にありますとおり、普通地方交付税の総額が引き続き各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正または交付税率の変更を行うとする改革方向が基本的に必要とされるのであります。

法律による特例措置をその都度講ずるという方法に移行してきているわけでございしますが、このような方法では現行の三二%の交付税率分さえも確保できるかどうか問題点として浮上してきているわけでございします。事実、五十九年度に交付税特別会計から各地方団体に交付された交付額は国税三税の三一・三%にとどまつたのであります。我が国の交付税の目的は、地方交付税法第一条にもありますとおり、「地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資する」ことにあります。そうして、同法の六条三の二項にありますとおり、普通地方交付税の総額が引き続き各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正または交付税率の変更を行うとする改革方向が基本的に必要とされるのであります。

我が国の地域経済の不均衡は、第一次及び第二次石油ショックを経過する中で再び拡大する傾向も見られ出し、我が国の交付税が財政力格差の調整とともに地方行政に一定のナショナルミニマムを維持させるための財源保障機能において今日もなお大きな機能を有しているといえます。交付税は憲法第九十二条に掲げた「地方自治の本旨」を実現するための地方の固有の財源と言つても過言ではなからうかと存じます。したがって、当面基準財政需要額の算定における経常経費並びに投資的経費間の案分と改善を図り、この税率の水準まで安定的に確保していく努力が今後とも

地道に続けられねばならないと思われるのであります。

第三に、この点に関連して申し上げたいことは、普通交付税における基準財政需要額の算定を今日の変動していく財政需要にいかに対応させ、今後その制度の充実を図るかの課題が残されております。

今日では高齢化が都市及び過疎地農村で進展していく中で、地域における生活保護、老人福祉、教育費問題などに十分配慮していく必要があるわけであり、また今日、特に大都市とあわせて地方の県庁都市や工業都市など人口二十万から三十万あるいは五十万前後の地方中核都市の人口増加に伴う都市的財政需要の拡大は極めて大きく、今後とも単位費用の算定の改善等に一層配慮していく必要があります。この意味から、単位費用の算定に際し利用される「標準的条件を備えた地方団体」の概念も、特に都市自治体について大きく修正される必要が生じてくるのではないかと考えられるのであります。

第四に、普通交付税の基準財政収入の算定の基礎となる基準税率や法定内普通税の標準税率の設定は、地方自治体の徴税努力を前提し、地方財源の弾力性を高める上で有効であり、この変更を当面拡大こそすれ、縮小することは望ましいとは言えないのであります。

〔委員長退席、理事岩上二郎君着席〕
交付税は自主財源としての地方税とともに一般財源を構成しており、徴税努力の高い地方団体の交付税の画一的な削減が起らない方向でのこの法の本来の精神に沿った充実が望まれるところであります。

なお、現行の地方交付税の決定、運用につきましても、この税が地方の固有財源ないしは独立共有財源として確認されるならば、さきに述べました地方財源不足額の操作、したがって地方財政計画の策定過程にいま少し地方団体の要求を反映させる制度的保障が必要ではないかと思われ、現況ではその運用に対する地方団体の参加は

厳しく制限されており、交付税の額の決定または変更について、法第十八条の審査の申し立て、法第十九条七項の異議の申し立て、法二十条の聴聞の、三つの救済制度しかないのが現状であります。欧米先進国の例に照らしましても、この面の制度的改善が我が国でも検討されてしかるべきと思われ、

最後に、国、地方の行財政関係の長期的な改革のためには、言われておりますような機関委任事務の見直しと地方への事務、権限の移譲、これに伴う財源措置の充実が基本的に望まれる方向であることは言うまでもありません。しかし、我が国の地域間の財政力格差がなお大きく存在する現状からいいますと、交付税もなお我が国の国と地方の財政関係のかなめの一つとして重要な位置を占めているのであります。

今日、我が国の交付税制度は、確かに幾つかの制度上及び運用面での改善されるべき問題点を生じさせていることも事実ではあります。なお、世界に冠たる精緻な地方財政調整制度として機能していることもまた否定し得ないところであります。したがって、最後に何よりも申し上げておきたいこととしまして、行財政改革、減量経営下におきまして、国の財政的な都合のみでせつかくこのすぐれた制度の解体を招くことのないよう、今後ともこの制度の改革及び運用面での改善に向けて十分配慮くださることを希望いたします。私の意見とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○理事(岩上二郎君) ありがとうございます。

それでは次に、統一労働組自治体部会政策委員

長佐藤光雄君、どうぞ御発言願います。

○参考人(佐藤光雄君) 統一労働組自治体部会政策委員

委員長佐藤と申します。なお、広島市職員労働組合の委員長もいたしております。

私は、今回の地方交付税法は次の点で基本的で重要な問題点を持つていたものと思えます。その第一は、今回の法改正によって、全国三千三百の地方自治体の財源を保障し調整するという

地方交付税制度本来の機能すなわち働きがますます失われ、地方交付税の制度はその趣旨から離れ、政府の財政操作の従属物的な存在になってしまっていることと。

したがって第二点としては、そのことの帰結として地方交付税法第六条の第三項に規定されている地方交付税の税率引き上げがどうしても必要になってきていると思うのであります。

まず、今回の改正によりまして地方交付税総額は九兆四千四百九十九億と確定されましたが、これは所得税、法人税、酒税の、いわゆる国税三税の合計額二十九兆九千九百九十億の三・五三％となっておりまして、交付税法第六条で定めています三・二％という税率を割り込んでいたものであります。これは、過年度において地方財政不足を補てんをするためとして、本来地方交付税の税率を引き上げるべきところを、これを行わないで巨額の借入れを行うことで事態の解決を糊塗してきたツケがこのように形で既に回つてきているのだと思えます。政府の借入れ返済に充てべき費用は、今年度の場合、借入金の利子だけで三千六百九十四億円の巨額に達しております。また、元金は六十六年度以降から償還が始まり、六十六年度は三千六百三十億円の元金を償還をし、ピークの七十二年度には七千二百二十五億円の巨額の償還を行わなくてはなりません。このようにして、今年度は利子払いだけなのですが、この三千六百九十四億円の利子は、後ほど指摘したいところと、補助率五割を超えるいわゆる高率補助金、公共事業関係を除いたものであります。この四十一億のカット総額合計二千七百億円の、一・三倍に相当する巨額となっております。

補助金のカット問題につきましても、今回国会の最も重要な法案であるとしてこの参議院におきましては特別委員会まで設置されて議論が交わされたのであります。この補助金のカット額を上回る返済金が地方交付税総額から差し引かれる問題も、地方自治体にとりましてはこれにまさる

とも劣らない重要問題であると私は思うものであります。地方交付税の税率を引き上げずに今日まで問題を延ばしてきたツケは非常に大きいものがあることを強調したいと思えます。

問題はこれだけにとどまりません。補助金カットの見返りとして、改正案では一億圓を交付税で補てんをし、カットによる自治体への影響を避けたなどと言われています。補てん額一億圓が、先ほど述べました四十一億、二千七百億圓のカットに比べても、完全な補てんにほど遠いことは明らかであります。実はこの一億圓の補てんと引きかえに、例年行われてまいりました財源対策臨時交付金五百億圓、利差を補てんする臨時特別交付金七百八十六億圓など、合計三千五百五十五億圓もの交付金が六年度に繰り延べされているのであります。つまり、補助金カット補てんの一千億圓と引きかえに、これを三百五十五億圓も上回る額が、本来交付税総額に加算されるべきところ、加算されずに繰り延べされているという結果は、この交付金と補助金カット補てん額が相殺をされ、交付税総額を引き上げることになっていない点も指摘しなければならぬと思っております。この点も十分な説明が必要ではないかと思っております。

さらに指摘しなければならぬ問題は、基準財政需要額における公債費の増額の問題です。過年度において政府が地方財政不足をいわゆる財源対策として地方債の増発でしのぐという方法をとつたために、自治体は今年度から二十年間をとつてみても七兆八千九百三十億圓の元金と三兆九千三百三十六億圓の利子、合計一兆八千二百六十六億圓の膨大な償還金を抱えています。これは本来交付税において措置すべきところを地方債に振りかえたという政府の都合によるものですから、この八〇％または一〇〇％を交付税の基準財政需要額に算入して見ていくという措置がとられています。この算入額は、国会に提出された資料で見ても、五十九年度の場合、都道府県と市町村分を合計をいたしまして実に九千七百七十

四億円と、これまた一兆円に迫ろうとしています。翻って見た場合、交付税総額九兆四千五百億円のうち一割を超える額がいわゆる借金返済に充てられるという異常な状況となっているのであります。しかも、この額は一般事業に充てることができないわけですから、自由に自治体で使用するこのできないものであります。その意味で、この財源対策債還額算入分を今年度の場合少ない目に見たとしても約一兆二千億円でありますから、これを交付税総額から控除して計算してみますと、国税三税に對します総額の割合は二七・五％という数字が出てまいります。

こうして見てまいりますと、本年度の場合、交付税総額は前年度より一〇％余り増加したと言われているものの、その内実は政府の御都合主義的な手法でもって地方交付税制度は法定の三二％を大きく割り込み、制度としては完全に破綻してしまっているものであります。

中曽根首相は、国会答弁で地方交付税の税率引き下げについてこれを否定する明確な答弁を避け、これについて政府が検討を加える余地を残そうとしていますが、地方交付税の税率は、今も述べましたように、既に法定の三二％から実質的には二八％弱まで落ち込んでいくということについては、私はこの税率の引き下げよりも、逆にこれを四〇％程度まで引き上げる必要があるということをおもうものであります。

以上が改正についての基本的な見解であります。

続きまして、補助金一括削減法との関係で若干の問題を申し上げます。

まずその一つは、補助金カットの補てんを交付税と地方債で行うこととしていますが、私は交付税における補てんというものが万全なものかという点については疑問を呈したいと思うものであります。

広島市の場合、補助金カットによる影響は生活保護費の八億円を筆頭に、老人ホーム入所措置費二億円、保育所措置費二億円など、民生局関係

中心に合計約二十二億円の影響が出ることとなります。このうち六億六千万円は公共事業関係でありますから地方債による補てんとなりますが、残余の十六億四千万円は交付税による補てんに頼らざるを得ないこととなります。

（理事若上二郎君退席、委員長着席）

ところが広島市の場合、地方交付税は前年度より十二億円の増加が見込まれておりまして、十六億円のカット分を補てんするには四億円の不足をするという結果となります。生活保護費カット分の半額が当市に転嫁されることとなるのであります。また、この問題は、先ほども指摘しましたように、交付税の税率引き上げがなされない以上、全体としては他の需要費を圧迫することとなり、補助金カットの交付税補てん方式も問題があることを指摘しておきたいと思ひます。

二つ目に申し上げたいことは、既に成立を見ましたこの補助金一括削減法は、高率補助金の補助率カットのほか、御承知のように地方自治体への補助金そのものを廃止しまして、これを一般財源化することとしてこの改正案で措置されています。こうして今回、義務教育学校の教材費並びに教員の旅費が一般財源化されたわけでありまして、

私は、先ほど述べましたように、地方交付税の税率が例え四〇％に引き上げられ、その上でひもつき補助金が廃止をされ一般財源化されるというなら、これは地方自治体の自主性を尊重する上で非常に好ましいことであろうと思ふものであります。ところが、交付税の税率の方は据え置きどころか、実質的には大きく落ち込んでいくという状況の中で、この一般財源化というものは果たして地方自治体の自主性を尊重した措置であるのだろうかとか疑問に思ふものであります。これは結局のところ、限られた交付税総額の中でやりくりすることとなり、たとえこのことで新しく需要額の科目がふえたとしても、相対としてはどこかで相当する額を削減しなければ勘定が合わないことになり得ます。結局のところ、一般財源化という名目の補助金の廃止にほかならないのであります。

事実、埼玉県下では十五に上る自治体が前年度より教材費を削減しているということが行われております。これは、一般財源化されたとしても、自治体では交付税がふえることはないという見方からだと私は思ふものであります。この中で草加市では、PTAがバザーを開いて教材を購入する資金を捻出するということがこれは全面的に行われるようになったという小学校や、また別の小学校では学級通信を印刷する用紙が父母負担になったというところもあります。また、ある中学校ではPTAの学校協力費を増額をするということも起きています。こうして義務教育の父母負担がふえてくるという影響が既に出ているのであります。

また、農業改良普及対策補助金も同様に一般財源化されたわけでありまして、既に新潟県では農業改良普及所の統廃合計画が進行しておりまして、この過程で既に三十名の改良普及員が削減をされ、さらに今後百名を上回る削減が予定されていますが、このように米どころの新潟県でさえ、農業振興事業の後退の中で今回の改良普及対策補助金の一般財源化というのは、ソフトとハードの両面から農業振興行政の後退を加速させる結果となるものと思ふのであります。

以上、今回の地方交付税法案の問題点について私の意見を述べさせていただきます。結論的にまとめますと改正案は、社会保障制度や福祉の重大な後退であります補助金一律削減法とまさに表裏一体の措置として位置づけられるものでないかという思いが強くするのであります。財源保障のない地方自治は全く絵にかいたもちと言わざるを得ず、私の見解としてはこの法案に反対を申し上げざるを得ないと思ふのであります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（金丸三郎君） ありがとうございます。

次に、原田参考人をお願いいたします。

○参考人（原田博夫君） 専修大学の原田でございます。

まず最初に、地方財政に関する基本的な原則というのはいくつかあるものがあるだろうかということをお考えしてみますと、これは必ずしも地方財政だけに限らないのであります。社会的なルール、国民全体に及ぶような社会的なルール一般というものは、少なくとも人々がどういう立場にあるかわからないということが将来的には考えられますので、いかなる立場に陥ったとしても、つまり将来において考えられるような不確実な事態に對応しても十分に対処できるように考えられたいというシステムであることが望ましいと思ふられます。したがって、地方財政制度ということにやや問題を限定して考えますと、人々がどういう地域に住むかわからないということが考えられます。つまり、住居に関しては一応不確実である。ですから、そういう意味においてどういう地域に住むことになっても基本的な住民サービスあるいは公共サービスということが前提にされていくべきではないかと思ふのであります。

それで、そういういわばナショナルミニマムが満たされているという前提の上で、その原則が満たされた上で次に問題になるのは、人々の地域サービスに対する選好の多様性にあわせていろいろなサービスを持つた公共サービスというものが各地方団体ごとに給付されているという事態が生じていることが望ましいのではないかと。すなわち、第一の原則はナショナルミニマムであり、もう一つの原則は人々の選好の多様性とそれを維持するにたる自治体間の給付のバラエティー、この二大原則

です。本日地方交付税等の一部を改正する法律案について意見を述べ機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、現場の立場とかあるいは現場の実情についてさほど通じておるわけではございませんので、やや抽象的な観点から私の地方財政及び地方交付税等に関する意見を申し上げたいと存じます。

まず最初に、地方財政に関する基本的な原則というのはいくつかあるものがあるだろうかということをお考えしてみますと、これは必ずしも地方財政だけに限らないのであります。社会的なルール、国民全体に及ぶような社会的なルール一般というものは、少なくとも人々がどういう立場にあるかわからないということが将来的には考えられますので、いかなる立場に陥ったとしても、つまり将来において考えられるような不確実な事態に對応しても十分に対処できるように考えられたいというシステムであることが望ましいと思ふられます。したがって、地方財政制度ということにやや問題を限定して考えますと、人々がどういう地域に住むかわからないということが考えられます。つまり、住居に関しては一応不確実である。ですから、そういう意味においてどういう地域に住むことになっても基本的な住民サービスあるいは公共サービスということが前提にされていくべきではないかと思ふのであります。

それで、そういういわばナショナルミニマムが満たされているという前提の上で、その原則が満たされた上で次に問題になるのは、人々の地域サービスに対する選好の多様性にあわせていろいろなサービスを持つた公共サービスというものが各地方団体ごとに給付されているという事態が生じていることが望ましいのではないかと。すなわち、第一の原則はナショナルミニマムであり、もう一つの原則は人々の選好の多様性とそれを維持するにたる自治体間の給付のバラエティー、この二大原則

則が満たされていなくてははいけないだろうと思われ
るわけであります。

そして、次にいささか具体的に地方財政のモデル
を考えてみますと、ちよつと抽象的になつて恐
縮でございしますが、もし人々が地域間を自由に選
択して移動することが可能であり、かつそれに対
応した形で行政サービスが地域ごととバラエ
ティを持って給付することができるとするなら
ば、もしその場合の住民移動というものがいささ
かのコストをかけずに移動できるものであるなら
ば、住民の選好を最大限に尊重するような地方制
度をつくつてしまえば、ある意味では基本的な地
方財政問題というのはそれで解決してしまうとい
うことにならうかと思ひます。しかし現実には、
人々の地域間の移動ということとはコスト面で、直
接的なコストだけではありませんが、それ以上の
機会費用、さまざまな問題を考えましても無視で
きないものでありますので、この住民移動とい
うものにはかなり重大な制約条件が課せられてい
るだろう。つまり、人々はむしろ移動をする可能性
が確保されているという、そういう意味での機
会の平等が達成されている状態よりも、むしろど
の地域に住んでいても結果として基本的に共通の公
共サービスを受受できるという、そういう結果の
平等の方を支持するのではないだろうかと思われ
るわけであります。

そして、もしそうであるとすれば、次にどうい
うような地方税の体系が要求されるかということ
になるわけであります。その場合、地方税の税目
というのは各地域間でばらばらに設けることはま
ことに全国的に住民を差別的に扱う可能性がござ
いますので、そういう意味からしまして、地方
税の税目は各地域間で均一であることが望ましい
だろう。そしてまた、もう一つの原則としては、
税源が地域的に偏在の少ない税目というものが地
方税としては望ましいはずである。少なくともこの
程度のことは地方税に関して要求される原則だ
らうと思ひます。

そして、それでは設定された地方税に關しての

税率の問題になるわけですが、我が国の
場合には一応標準税率というものが設けられてお
りまして、それに多少制限税率までも課税するこ
とは許されておるようであります。しかし、地方
税収全体で見ましても、標準税率に加えて上がつ
てくる税収の割合というのはわずかに二、三%であ
るといふふうに言われておりますので、基本的に
は標準税率で課税がなされていゝと、こういうふ
うに考へて結構だらうと思ひます。そして、その
場合に問題になりますのは、支出水準の状態に
じて必要税額が決まつてくるわけですから、その
必要税額の多寡に応じて税率変更をすることが
できないということであります。そのことはど
ういうことになるかと、支出水準が別の基
準で決定されている、税収額で決定されているの
ではないかということであります。したがつて、支
出水準と税収額とのギャップを埋めるために全国
的な規模でのトランスファーステムというものが
必要になつてくる。

そういうふうな考えますと、現在我が国で行つ
ております地方交付税というのは、その機能面
においてはこのような趣旨に一応沿つてつくり
られているといふふうに考えられます。しかし、このよ
うな地方交付税によつて達成されているものはど
ういう事態であるかという、基本的にはフロー
としての財政収支が地域間でバランスされてい
るにすぎない、修正されているのにすぎない。例え
ば社会資本あるいはその他の生活関連指標に關し
てまで格差が地域間で完全に解消するということ
は基本的に考へてはならないのではないか。した
が、いま、余り過大な期待を持つことは危険で
あるといふことであります。そして、もう一つの
問題点として、地方交付税というのは基本的
的に地方税によつて生じるであらう地域間の
ギャップを調整するような、そういう課税ベース
を財源とすることが望ましいのではないだろうか
といふことが考へられるわけであります。

以上、基本的なフレームワークを申し上げたわ
けであります。さて次に、先般来成立しました

高率補助金一括削減法についての意見を申し上げ
たいと思ひます。

この問題につきましては幾つかの問題点がある
のですけれども、まず第一に、補助金削減を行う
といふことですけれども、その前提としての国と
地方の事務配分の見直しというものは必ずしも十
分になされていなかったのではないかと、いふ
に考へられます。例えば地方の側では、非効率な
零細補助金の廃止あるいは地方に同化定着した事
務事業に支出されている国庫補助金の廃止とい
つたようなこと、そしてそれを地方一般財源へ振り
かへても構わないといふようなことを既に主張し
ていたにもかかわらず、そういう主張が非常に機
械的な形で高率補助金一括削減といふような形
で行われてしまつたために、残念ながら十分では
なかった。

それから第二としては、これは私の推測にもな
るわけですが、国あるいは大蔵省側とし
ましては、地方行革を推進する観点からというよ
りも、より差し迫つた目標として、国の財源難を
回避するために地方への補助金削減を強行してい
る、こういうふうには思ひえないわけでありま
す。つまり、国で不足している分を地方で肩が
つていたのだらう、こういうような形になつてし
まつていたのではないか。しかし、現実に行われ
ました昭和六十年の地方財政対策について検討
してみますと、地方の負担増が五千八百億円、し
かしながら、このうち国が何らかの形で結局負担
せざるを得ないあるいは手当てを用意せざるを得
なくなつていゝ部分というのは、交付税の増額一
千億以外にも建設地方債の分が四千八百億円、こ
れにつきましては全額ではないまでも、かなりの
部分が後年度地方交付税によつて財源措置を講ず
るという取り決めができていゝように何つており
ますので、そうしますと、かゝつて将来的に負担
を交付税制度にかけていゝことになるのではない
だらうか、こういうふうと思はれるわけではな
い。そうしますと、これだけの反対を押し切つて進
めたこの法律案というのは一体どういふことをそ

ももねらいとしていたのかというのが、いささ
か私にはわかりかねるわけであります。

そもそもこういう補助金削減といふものの進め
方というものは、これは補助金削減といふことそれ
自体に關しましてはかなりの程度コンセンサスが
できていゝかと思ひます。しかし、その進め方に
は、まず幾つかの方法論といひますか、ルールが
あるのではないだらうか。例えば今回特に削減の
対象となつた生活保護費の場合についてみま
すと、補助率は八割でございしますが、この八割の
補助率といふことは本来、国と地方の責任が八割
二であるといふことを基本的には踏まえていゝは
ずであります。それを一割カットして七割にする
といふことは、国の責任がこの業務に關してはい
ささか後退したといふことについて国民的な合意
が成立してゐた、あるいはしてゐるべきであらう
かと思ひます。しかし、そういう問題
に關して十分な検討がなされたといふふうには、
残念ながら思ひえないわけであります。そういう点
がまず第一の問題点であらうかと思ひます。

それから次に、そもそも行政サービスといふも
のを、特に基本的なものに關してでありますけれ
ども、一種の価格メカニズムを利用したような形
で賞罰システムを導入するといふやり方は必ずし
も適切ではないのではないか、まあやつてもやら
なくてはならない、あるいは多少減らしてもいいとい
うようなそういう行政サービスであるならば、そ
もそも必ずしも国が全国的なベースで介入する必
要は基本的にはないはずであらう、こういうふう
に思ひます。

次に、仮に補助金行政のウェイトを縮小する
といふことにはかなりの程度コンセンサスができた
と思ひます。その場合に二つほど方向として
考へていただきたいわけであります。

その第一は、事務内容を実施事務だけを地方に
押しつけるといふようなことをせずに、既に企画
立案の段階からの事務内容を地方に移管するよう
な形で補助金の整理合理化を図つていただきた
い。それから、今回のようないわゆる高率の補助

率のものについてカットするという行き方よりも、むしろ少額補助金こそ削減の対象とすべきではないだろうかということでもあります。幸いにして補助金の整理合理化という問題について官民を問わず、あるいは交付する側あるいは受領する側を問わず、かなりの程度コンセンサスができていて、というふうな思われます。総論賛成の立場には皆さん立っていらつしやるのではないだろうかと思うのであります。ですから、本年度のやり方は六十年度限りということでございますから、ぜひとも中長期的な観点に立つて国と地方の事務配分の見直しあるいは財源配分のあり方というもののについて検討する機会をこの際どうしても設けていただきたいということでもあります。

それから、最後になりましたけれども、一言地方税について申し上げておきたいと思ひます。

最近、税制改革の論議がアメリカ、イギリス等を初め、日本でも中曽根総理大臣以下多くの方面から議論に上っておりますけれども、導入が予定あるいは予想されているといひましようか、そういうものとしては、現在大型間接税あるいは一般消費税といったようなものが考えられているように伺っております。これは先ほど地方税の原則のところでも申し上げましたように、本来の趣旨からいつてこういった一人当たりの課税ベースに地域的な偏在が比較的小さいと思われるような税目、大型間接税あるいは一般消費税といったようなものですが、そういうものは地方へ大幅にその権限をゆだねていつていただきたい。つまり、地方間接税あるいは地方一般消費税というようなものがぜひ設けられてほしいと思うわけでありまして。これは今日の地方税の体系が、本来の趣旨ではさほど地域間の格差が出ていないだろうと思われているにもかかわらず、現実には所得税などの場合よりも、課税ベースで見ますと、地域間の格差はむしろ大きくなつてきていることとございまして、こういう点にも配慮していただきたいと思うわけでございます。

率のものについてカットするという行き方よりも、むしろ少額補助金こそ削減の対象とすべきではないだろうかということでもあります。幸いにして補助金の整理合理化という問題について官民を問わず、あるいは交付する側あるいは受領する側を問わず、かなりの程度コンセンサスができていて、というふうな思われます。総論賛成の立場には皆さん立っていらつしやるのではないだろうかと思うのであります。ですから、本年度のやり方は六十年度限りということでございますから、ぜひとも中長期的な観点に立つて国と地方の事務配分の見直しあるいは財源配分のあり方というもののについて検討する機会をこの際どうしても設けていただきたいということでもあります。

それから、最後になりましたけれども、一言地方税について申し上げておきたいと思ひます。

最近、税制改革の論議がアメリカ、イギリス等を初め、日本でも中曽根総理大臣以下多くの方面から議論に上っておりますけれども、導入が予定あるいは予想されているといひましようか、そういうものとしては、現在大型間接税あるいは一般消費税といったようなものが考えられているように伺っております。これは先ほど地方税の原則のところでも申し上げましたように、本来の趣旨からいつてこういった一人当たりの課税ベースに地域的な偏在が比較的小さいと思われるような税目、大型間接税あるいは一般消費税といったようなものですが、そういうものは地方へ大幅にその権限をゆだねていつていただきたい。つまり、地方間接税あるいは地方一般消費税というようなものがぜひ設けられてほしいと思うわけでありまして。これは今日の地方税の体系が、本来の趣旨ではさほど地域間の格差が出ていないだろうと思われているにもかかわらず、現実には所得税などの場合よりも、課税ベースで見ますと、地域間の格差はむしろ大きくなつてきていることとございまして、こういう点にも配慮していただきたいと思うわけでございます。

率のものについてカットするという行き方よりも、むしろ少額補助金こそ削減の対象とすべきではないだろうかということでもあります。幸いにして補助金の整理合理化という問題について官民を問わず、あるいは交付する側あるいは受領する側を問わず、かなりの程度コンセンサスができていて、というふうな思われます。総論賛成の立場には皆さん立っていらつしやるのではないだろうかと思うのであります。ですから、本年度のやり方は六十年度限りということでございますから、ぜひとも中長期的な観点に立つて国と地方の事務配分の見直しあるいは財源配分のあり方というもののについて検討する機会をこの際どうしても設けていただきたいということでもあります。

それから、最後になりましたけれども、一言地方税について申し上げておきたいと思ひます。

最近、税制改革の論議がアメリカ、イギリス等を初め、日本でも中曽根総理大臣以下多くの方面から議論に上っておりますけれども、導入が予定あるいは予想されているといひましようか、そういうものとしては、現在大型間接税あるいは一般消費税といったようなものが考えられているように伺っております。これは先ほど地方税の原則のところでも申し上げましたように、本来の趣旨からいつてこういった一人当たりの課税ベースに地域的な偏在が比較的小さいと思われるような税目、大型間接税あるいは一般消費税といったようなものですが、そういうものは地方へ大幅にその権限をゆだねていつていただきたい。つまり、地方間接税あるいは地方一般消費税というようなものがぜひ設けられてほしいと思うわけでありまして。これは今日の地方税の体系が、本来の趣旨ではさほど地域間の格差が出ていないだろうと思われているにもかかわらず、現実には所得税などの場合よりも、課税ベースで見ますと、地域間の格差はむしろ大きくなつてきていることとございまして、こういう点にも配慮していただきたいと思うわけでございます。

率のものについてカットするという行き方よりも、むしろ少額補助金こそ削減の対象とすべきではないだろうかということでもあります。幸いにして補助金の整理合理化という問題について官民を問わず、あるいは交付する側あるいは受領する側を問わず、かなりの程度コンセンサスができていて、というふうな思われます。総論賛成の立場には皆さん立っていらつしやるのではないだろうかと思うのであります。ですから、本年度のやり方は六十年度限りということでございますから、ぜひとも中長期的な観点に立つて国と地方の事務配分の見直しあるいは財源配分のあり方というもののについて検討する機会をこの際どうしても設けていただきたいということでもあります。

それから、最後になりましたけれども、一言地方税について申し上げておきたいと思ひます。

最近、税制改革の論議がアメリカ、イギリス等を初め、日本でも中曽根総理大臣以下多くの方面から議論に上っておりますけれども、導入が予定あるいは予想されているといひましようか、そういうものとしては、現在大型間接税あるいは一般消費税といったようなものが考えられているように伺っております。これは先ほど地方税の原則のところでも申し上げましたように、本来の趣旨からいつてこういった一人当たりの課税ベースに地域的な偏在が比較的小さいと思われるような税目、大型間接税あるいは一般消費税といったようなものですが、そういうものは地方へ大幅にその権限をゆだねていつていただきたい。つまり、地方間接税あるいは地方一般消費税というようなものがぜひ設けられてほしいと思うわけでありまして。これは今日の地方税の体系が、本来の趣旨ではさほど地域間の格差が出ていないだろうと思われているにもかかわらず、現実には所得税などの場合よりも、課税ベースで見ますと、地域間の格差はむしろ大きくなつてきていることとございまして、こういう点にも配慮していただきたいと思うわけでございます。

という制度があつたわけですから。ああいう制度ともの折り合いを考えるある一つの交付税の姿勢というものは、従来のような交付税ではなくて、もう少し少しくいかに均一されるようなそういうものがあつていいかどうかというところ、ちよつと、ふつと頭の隅の中に浮かんだものですから、この交付税問題といふものをどのようにしたらいいものだろうか、このように一点お伺ひしたいと思ひます。

それから、今の自由化体制の中でそれぞれ多種多様の要望というものが出てくる。それに対して対策が思うようにとられていないような現実の中で、一体自由主義社会における地方行政のあり方というものは、今のような従来のスタイル、国と地方との権限問題とかあるいは超過負担の解消の問題だとかあるいは税源の配分の問題とかという、一つの従来から主張していた枠組みだけの問題で解決できないような時代になってしまった。特に国の場合には物すごい借金を抱えてしまつ

た。もう驚くほかないような、もうどうしていいかわけがわからないというのが今の国の借金財政である。こういうような中で、従来の仕組みの中でだけ問題の解決ができるとは思えない。とすれば、幅広い感覚の中で、抽象論であつても何でも結構でございますが、ひとつ原田さんのお考えになつてゐる地方行政あるいは地方財政、住民とのかわり合いの中で、地方自治の本旨に基づくとこの憲法九十二条でしたか、四条ほどあるそのラインに沿つてどのように仕組んだらいいものだろうかということをもひとつ御意見としてお述べいただければと、このように考える次第でございます。

以上、極めて粗雑な質問で恐縮でございますが、お答えいただければ幸いです。

○委員長(金丸三郎君) 参考人全員の方への御質問でございますので、増山参考人から順次お願いいたします。

○参考人(増山道保君) まず第一点の奨励補助についてでございますけれども、たとえ少額で

さいましても地方にとりましては大変貴重な財源
 でございます。地方におきましては国のこうした
 措置を当てにしてそれぞれ対応いたしております
 ので、これらにつきましては引き続きこの制度を
 充実されるように御要望を申し上げたいと存じま
 す。

また六十年度の補助率引き下げに対する地方の対策として、私どもの町では幸い幾ばくかの財政調整基金がございまして、これらを取り崩しながら対処をしたところでございます。御案内のように自治、大蔵、厚生三大臣の覚書にもございまして、これらの補助率引き下げはあくまでも昭和六十年度の暫定措置というように承っております。今年度限りの暫定措置ということでこれを、ぜひとも厳守をしていただき、六十一年度以降、こうしたことを二度と繰り返さないように、もとに戻られるよう、ぜひとも強く御要望を、この席をかりまして申し上げたいと存じます。

また、地方から見た国の行革の姿勢についてどう思うかということでございますけれども、現在の行政改革、財政状況の中でまことにやむを得ないものと思えますけれども、どうぞ地方分権ということを基調に、十分これを御勘案をいただきたいと思います。地方におきましては、今、長い、数年にわたつて自治体それなりの行革に取り組んでおるところでございますが、また新たな体制をつくりながら行革の取り組みも始まつておるところでございます。国に倣ひまして、地方も決意を新たに行革に取り組んでおるところでございますが、よろしく御指導いただければありがたいと存じます。

○参考人(山本滋君) 種別補正のことでございますが、補正そのものはいろいろ五種類かございますが、そういう補正のほか、単位補正並びに係数補正もあつてしかるべきだろうと思います。ただ、全体的に見ました場合に、逆に言えばそういうのを操作しながら総枠操作になっているんじゃないか。それは、地方全部は変わらないわけですから、新しい法律ができた、これは入れますよと

おっしゃるが、総枠は変わってない。どうして入れたかという点と、どこかを係数で減ずって、その分を入れたのではないかと、こういうような気がするわけです。

一つの例を申し上げますと、産業経済費の農業行政費の経常経費のうちに、農家数を根拠にして昨年が二万七千九百円となつておりました。ところが二万九千七百元。千八百円ほど上がつてゐるわけです。これは結構なことだと思います。ことの分はまだ見るわけにはいつておりませんが、このことに對する係数を見ましたところが、五十八年度が〇・五です。〇・五を掛けるとなつてゐる。五十九年度が〇・三です。穂波町では戸数は變つておりません。そういう中で〇・二も下げられた。農家戸数が七百九十ぐらいですから総額としては大したことありませんけれども、その分についてはかなり下げられたということになります。そういうことは何でそうなつたのかというのがわかりませんし、聞きますと、この單位費用については法律で明示されております。ところが、係数については国会議員さんにも見せてないやうでございますので、その点を皆さんに公表していただくようにお願いしたいわけでございます。

○参考人(坂本忠次君) 岩上議員から、シャウプ改革後の補助金の問題について御質問ございましたが、補助金は、シャウプが勧告しましたように、確かに地方財政あるいは地方自治、古典的な地方自治と申しておりますけれども、そういう観点から言いますと非常に望ましくない、むだも多い、ということでございます。しかし私は、補助金がそういう側面を非常に強く持つていると思うわけでありませうけれども、補助金は地方に対するコントロールの面と同時に、これはイギリスとか外国の例で見ますと特にそうですが、地方に対して一定のやはりナショナルミニマムを保障していくという面を持つてゐる。コントロールの面と保障していくという面と、両面を持つてゐるのだらうと思うのであります。

これは意見のところで時間がなくて申し上げませんでしたが、補助金等という概念の中に、今日の地方財政法は非常によくできておりまして、もう皆さん御承知のことかと思ひますけれども、もう一回繰り返しますと、第十条の普通国庫負担金と、それから十条の二の建設事業費国庫負担金、失業対策事業費国庫負担金、それから十条の三の災害復旧事業費国庫負担金というものが存在しております。その国費、地方費の負担区分が国の法で定められているわけでございます。それから国勢調査、外国人登録など、専ら国の利害に係る事務の経費に充てる十条の四に相当する委託金、委託費があるわけであります。それから三番目に、これが問題になっている第十六条に相当する零細なものを含む多数の奨励的な補助金があるわけであります。シャウプが念頭に置いたのはこの三番目を主として当てておつたというふうにも考えられるのです。

ところが、その後日本の社会保障制度が戦後特にかなり発達したわけでありませうけれども、その過程で義務教育国庫負担法は昭和二十七年にできませうけれども、同時に、それ以外に生活保護法が昭和二十五年に新しい法律ができます。その後のいろいろ改正されて、いろいろの国の各種の法律を通じて日本の社会保障が発達していったわけでございます。その主力が国庫負担金にあるところでありませう。そこで、シャウプの問題とこの関連でいろいろ矛盾と、その後発展したものと、そういう問題が出てくるわけでございまして、その点をやはり十分中身を検討していただきまして、本当に機能が終わったものあるいは零細で要らないもの、もちろん奨励補助金の中にも地方にとつては全くそれが無視できない、例えば公害行政とか環境行政にかかわつて必要なものもございませう。そういうふうに考えますとなかなか難しいわけでございますけれども、そういう大きな流れの中でこの問題を検討していただきたい、こういうのが私の考えでございます。

○参考人(佐藤光雄君)　ただいま地方公務員労働

者の賃金のあり方について、とりわけラスパイレ指数の問題を例に引かれまして、公務員労働者としての賃金のあり方をいかに考えるかという意味の御質問であつたと思いますが、私は、憲法第十五条でうたわれておりますように、公務員労働者は全体の奉仕者として住民の支持と納得と、そして地域住民から喜ばれるサービスができるような仕事をすべく、それに適合するような賃金のあり方が妥当だと考えています。

御指摘のように、労使の団体交渉だけで事が決するということ、そういうことであつてはならないと思ひます。といいますのは、地域住民の支持と理解と納得が必要であり、それを前提にした団体交渉で取り決めをされるということが妥当だと思うからです。そういった意味では私も、そういう全体の公務員労働者のあり方を視野に入れたそういう賃金決定の原則、つまり法定主義であり、そして開かれた地方自治体で決まるということでは、条例主義であるということが今求められてゐる給与のあり方だと思ひます。もちろん前提として公務員労働者の賃金決定には、ストライキ権が奪われた代償として人事勧告制度が存在をしておりまして、地方財政危機、国の財政危機、それを前提にして一方的にそれが抑制をされるというこのこと自体は、文字どおり憲法違反以外の何物でもないという前提に立つてゐることを申し添えておきたいと思ひます。

○参考人(原田博夫君) ただいま岩上議員の方から大変重要な観点で御指摘いただきましてありがとうございます。

御指摘の点は二点ほどあつたかと思ひます。まず第一点は、現行の地方交付税制度というものが従来の平衡交付金等との関連でどういふふうになつてゐるか。そして現在、公正というふうな観点からいって、いかなるものであるかということにならうかと思ひます。

従来の平衡交付金制度との比較で申しますと、現行の交付税制度というものは地方の財源不足額をそのまま交付するというシステムではないとい

うことになつておりますので、その限りにおいては、過大な地方からの要求が出るというようなことをチェックできるという点で、交付するサイドからいいますと、これは明らかに前進だと考えられるわけですが、受け取る立場からいいますと常に不足の状態に置かれてゐるということにならうかと思ひます。ただ、これは立場の違いがありまして、私はどちらが一方的に正しいといふふうには申し上げられないわけでありまして、むしろ問題はそれよりも、制度の発足以来、各種の補正あるいは補正係数というものが導入されてきて、この導入の際にはそれぞれ各種の要求、いろいろな要求に応じた形で個別的にその都度その都度の合理性を維持しよう、あるいは合理性を確保しようという観点から導入されたのだらうと思ひますが、そのことが結果として残念ながら全体としての合理性、整合性を損ないつつあるのではないかと感じを持っており

ました。したがって、もう少し初心に帰るといいますか、この地方交付税制度に關しましてその方がむしろ本来の趣旨により近づくのではないかと。何か本卦崩りのようなことになつて大変恐縮でござ

います。そういう印象を持っておりまして、それから第二点に關しましては、大変に難しい御質問でございまして、地方自治の今日的なあり方というものはどういふふうなものであらうかというふうな御質問の趣旨であつたかと存じま

す。私も、先ほど来いろいろと御意見が出ております。シャウブ勧告というもののについては、この趣旨はやはり今日でも生かしておきたい、生かすべきである、こういうふうにお考えをしております。しかし余りにも、そのときと比べますと、地方行政を取り巻いてゐる社会経済環境は大きく変わつてきております。ですから、今日それに対応するシステムの再構築、これは制度を新たにつくりかえるといふことまでいくのかあるいは制度の運用を変

えるといふことで済むのか、そこら辺はまだ十分

細部にまでわたつて詰めてはならないかと思ひますけれども、いずれにせよ、現在の地方財政の運営システムを再構築する必要があるだろうといふふうに認識しております。

私が考えている方向といたしましては、提言というほど大げさなものでございませぬけれども、一つ考えておりますのは、都道府県レベルと市町村レベルでは現時点では若干の運用上の差異はございませぬけれども、基本的な運営の仕組みといふのは同じように行われてゐると思ひま

す。しかしながら、それと行政の質といひます。そういうものは異なつてゐるはずでございまして、市町村レベルあるいは都道府県レベルというその二段階ぐらゐにおいては、行政運営の仕組みといふものはいささか異なつたものであつてもしかるべきではないだらうかといふふう

に考えております。これが私の一応の所見でござい

ます。

○上野雄文君 参考人の市長さん、町長さん、諸先生方、大変御苦勞さまで。私に与えられた時間が十分しかないので、大変恐縮であります。市長さんと町長さんに主としてお答えをいただきたいと思ひます。

宇都宮の増山市長は実は私の住んでゐる市の市長さんであります。八百長であつたのは質問してゐるのじゃないかなと言われのおそれなしとしないのでありますけれども、ひとつ率直な御意見をこの際お聞かせをいただきたいと思ひ

ます。

○参考人(増山道保君) 上野議員からの御質問でございまして、本市の今回の国庫補助金等の一律の削減による影響についてでございますが、御案内のように我が宇都宮市は人口四十万になりました。そういう中で今回の影響でございするけれども、非公共事業で約五億三千万、そのうち生活保護費では約二億八千万でございまして、公共事業で二億二千万、合計約七億五千万の影響があつたわけでございます。概括的に申し上げますけれども、ただいまの七億五千万、宇都宮市が自主的に使用できる財源がこれだけ減額されたといふことであります。この七億五千万という一般財源がございまして、相当の単独事業ができることになりまして、財政の厳しい中で住民の皆さんの期待にこたへられる単独の投資的事業あるいは社会福祉施策の削減が余儀なくされ、地方自治体にとりましては行政サービスの低下をもちに住民の皆さんに仕向せざるを得なかつたといふつ

らゐる状況にござい

ます。

以上、実態の御報告を申し上げます。

○参考人(山本滋君) 私の方は町村ですから、生活保護で直接出すものはございせん。したがって、主として労働四事業といひます。全部そのものは人間を使つておりますので休ませるわけにはまいりませんから、その事業をやめるといふわけにはいきません。だから、千五百万の見込みはつきましたが、あとの千五百万については交付税で見ただけの予定にはなつておりますが、今のところ計算ができません。しかし、そういう関連で事業そのものをやめることはできません。ただ、千五百万がまだ未確定なものだから来るか来ぬかわからぬといふことから、単費事業について三千万ほど保留、予算を組んでないものがございまして。そういうものはありますが、事業そのものをやめたのはございせん。

○上野雄文君 この前、補助金一括削減のその補助金等の特別委員会では一番問題になつたのは、ごく最近話題になつてゐる退職者医療制度の

問題なんです。これは一口に言つて厚生省の見込み違いで、補助金だけ先にばつさり切られてしまつて、後はおまえさんで努力しなさいという格好でぶつけられたわけです。両市町の実態はいかがですか。

○参考人(増山道保君) 退職者医療制度の対象者の数でございしますが、本市の場合、本年四月一日現在で約八千五百人でございします。国民健康保険加入者数が約十三万人を占める。その割合は六・六%。厚生省の当初見込みの一〇%を大きく下回つております。六十年度当初予算の編成に当たりましては、国保会計の歳入につきまして現行の税率ベース及び国庫負担金の改定分で試算をいたしましたところ、約八億円の財源不足に直面をいたしましたので、六十年度からは一五%余の大幅な税率改定を余儀なくされたところであります。また、一般会計からの繰り入れにつきましても七千万円を増額をいたし、二億円といたしました。一般財源も圧迫されたところでございします。こうしたことから、退職者医療制度の加入は、国全体といたしましても四百六万に對しまして二百六十七万。被用者保険からの拠出金が大幅に減少するとともに、国庫負担率削減の影響は増大をいたしまして、市町村の国保財政を極めて圧迫をしております。

こうした地方の実情から、五十九、六十年度分につきまして国庫補助金を補てんするようにお願いをいたしたいと同時に、六十一年度以降につきましては、国保保険税の負担増を招かないよう、現行の国保国庫補助制度を見直すように強くお願いをいたしたいところでございします。

○参考人(山本滋君) 国保については非常に困難にしておりますが、現在のところ、私の方では年間予算七億ぐらゐの對して三千万円の単費を補助いたしております。それで、今の率で頑張つておるわけでございしますが、老人保健法ができましたときに、これで楽になるのだという感じで受け持ったわけでございします。ところが、あに図らんや、これでまたマイナスが出ております。と申し

ますのは、それはそれなりに来ておるわけでございしますが、高額療養その他が多くなるとともに、国が補助金を切つております。その分がもるに來たわけでございします。

そこで、その次が退職医療制度でございします。今度は案になるぞと思つておりましたところが、政府は一〇%見ておけというのが一〇%に及びません。そういうことから、またこれがマイナスの要因になりまして、来年度六十一年からは値上げせねばいかぬのじゃないか。ところが、現在のところ、値上げすれば必ず徴収率が下がります。そこで、値上げした効果が半分しかあらわれないというところから苦慮しておるところでございします。ただ、老人医療制度の一割負担ですが、七十歳以上は別として、一割負担の分がどう影響するかというのがまだはつきりつかめておりません。去年の十月からでございします。それで、療養にかかると少なくなるといふことになれば幾らかは楽になるかと思ひますが、今のところ、その見込みは立つておりません。

○上野雄文君 生活保護のことについてお尋ねしたいんですが、これはもう国の負担金が減つてきたわけですから、それなりに大変な影響が出てきているというところはわかりませんが、宇都宮市の場合、市としての具体的な対応策といひますか、そういうようなものは何かお立てになつたものがありますか。ただ単に転嫁された分だけ穴埋めするということだけじゃなく、暴力団対策なんかで適正化の通知なんかが来ましたけれども、百二十三号通知、そういうような話もいろいろ聞かされておるんですが、何か宇都宮で特徴的なことがあつたらお教えをいただければと思ひます。

穂波の町長さん、この間補助金の特別委員会でも週刊誌が持ち込まれて、グラビア版に田川の周辺の記事がそれに載つておりましたけれども、生活保護世帯の率が二七%、ちよつと私どもでは考えられないような高い率なんです。やはり筑豊の炭鉱地帯だといへばそれなりに同じような傾向が

あらわれているのではないかなと思ふんですけれども、穂波町や周辺の生活保護の状態など、お教えをいただければ大変ありがたいなと思ひます。

○参考人(増山道保君) 生活保護に關して宇都宮において何か特別な方策を講じているかという御趣旨の御質問でございしますが、生活保護費というのは全国的な見地から一面的、統一的な基準で行われるべきものである。また、他市と比べまして宇都宮市におきましてはその受給率が千人に對しまして六人という状況で、適正な受給者の把握が行われておまして、特別な対策を講ずることなく円滑に行われておる、このように理解をいたして取り組んでおるところでございします。

○参考人(山本滋君) 生活保護につきましましては、これは県の福祉事務所が把握しております。したがひまして、私も横から見ながら、どうかなという気はいたしますが、直接携わることとはできませんし、また昔は国のします民生委員が何らかそういう措置をしておりましたが、今はそのことはありませんので、町としては横で見えておるだけです。過去にこういうことがあつたことだけを申し上げましよう。

このころは余り聞きませんが、五、六年前、隣が飯塚市でございします。飯塚市は市の福祉事務所が把握するわけで、ケースワーカーをつけるわけです。穂波は県の福祉が行きます。そうすると、飯塚市ではなかなか生活保護になれないというやうなことがあるらしいんで、それで穂波に転居します。そうすると、もうごちゃごちゃになつていくところですから、穂波に転居してそこで県のケースワーカーで生活保護に認定してもらつて、そしてまた転居するわけなんです。転居といつても本當の転居が何かわかりません。どこかの家におつたやうにするかもしれませんし、そういうことで生活保護というものは県の方がなりやすいということとがあるのじゃないかと思ひます。それで、件数も八十何件持っておりますので大変だろうと思ひますが、そういう点が飯塚市の場合、やはりいいわ

ば市役所全員が見ておるという形になるわけなんです。ケースワーカーが見ますけれども、やはり職員の中でその付近の人がおりますから聞いてみたりするだろうと思ひます。ところが、県の場合はそれがありませんので、若干ルーズな点があるのじゃないか。

したがひまして、私も年に二回その方々と会うことがございします。といひますのが、わずかなものですが、町単費で見舞い金をやつておるわけなんです。そういうときにそういう方々と直接出合ひますが、私が十年前なつた当時なんか、この人が生活保護だろうかな、おれの洋服よりいいなというやうな感じがいたしました。しかし、それでもやはりそのころ二千円とか三千円の見舞い金を出しておりました。そういう実態がございします。それから、まず遊んでおりますから必ず元氣な者はパチンコに行つております。極端に言へば、パチンコで内職をしながら生活保護はもらつて。だから、これが町が直接やることになれば幾らか減るかもしれませんけれども、それはまたそれを好んでやりたいことではございせんが、本當にそういう点がございします。

それで、先ほど言ひましたように千三百七十七世帯、二千七百六十八人でございしますが、月に九千九百円出しておられます。これがまた町を潤す、商売人を潤す大きなものにはなつておるわけなんです。自動車を持つておるものもおりますし、何とかせにやならぬと思ひますが、田川ほどはございせん。指切つたり、そういうのはおきませんけれども、やはり私たちは悪くないが、何となくもつておる。一たんもらひ出すとなかなか切れないものです。それを根拠にしておつて別に少しずつ内職入れれば基本賃金はもつておるわけですが、そういうことでなかなか切れないようでございします。

○上野雄文君 これも補助金一括の特別委員会でも議論をしたのですけれども、ただ単に負担を自治体に転嫁するだけではないで、それならばそのようにそれぞれの県市町村で生活保護世帯をなく

すような施策というのが同時に組まれていかねばだめじゃないかというようなことの質問をやったのですけれども、政府の方からは、具体的なものはそれぞれでございまして、厚生省はたば厚生という言葉を使つて対応しているだけで、自治体の側からこういうことをやってくればなという具体的な問題提起はございまして、生活保護世帯、今穂波の町長さんが言われたみたいに、それをベースにしてやればいいのかというのでは町全体が活性化しませんし、そういうことで何かこんなことをやってくればなという、我々が要求する場合の一つの知恵をおかしただけだと、こう思うのですけれども、御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思うんです。

○参考人(山本滋君) これを私の意見としてとつてもらうと非常に他の町村に対してぐあいが悪うございまして、先ほど言いました例のように、いわゆる市の場合には厳しくできている、町の場合はケースワーカーですのだから厳しくできない、保護世帯にするまではいいとして、それから後の変化についてはいいではないか。それから、これは履行したつておらぬわけですよ。必ず夜行かなければ実態はつかぬ。ところが、県の場合はそれをしないわけですよ。市の場合だつたら、やはり怪しいと思つたら晩でも出ていくということがあると思うんです。そういうことで、やはり身近なところにはケースワーカーがあると思つて、それが程度厳密にできるといふことはあると思つて、それ以上は言えませんが。

○上野雄文君 増山市長さん、何かありますか。○参考人(増山道保君) 極めて原則的なお答えになろうかと思つておられます、上級官庁であります厚生省におきまして、この取り扱いについて疑義が生じないように、より明確な基準を定めて公平の確な処理が行われるように御指示をいただければという希望を申し上げたいと存じます。

(委員長退席、理事岩上二郎君着席)

○上野雄文君 全くの八百長でなくて、宇都宮市は不交付団体ですね。僕は宇都宮市に交付税が来るように何とか手を打とうと思つてゐるなことを仕組んだわけですから、それでもなお不交付団体であり続けるわけですよ。今度の措置は、何ば私たちが中身を検討してみても不交付団体にはいい話はないと思つて、これは市長会としてもあるいは町村長会としても、地方六団体の側から全国的に見て、やはりそのように大変な問題だと私は思つてゐる一人なんですけれども、増山市長からひとつ恨みをつらみ述べてもらえれば、これもまた私は関心の材料にしていきたいと思つてゐるんです。ひとつその辺についての所感を述べていただきたい、こう思つてゐます。

○参考人(増山道保君) 今回一律削減ということで、私も不交付団体とは言いがたが非公営事業で約五億三千万、公共事業で二億二千万、計七億五千万という国庫補助率の削減の影響を受けたところでございまして、最終的には地方交付税の振りかえ措置といふことになっておりますが、現在本市が不交付団体であるというために、結果としてその恩恵に浴することができません。行政需要がたぐさある中でまことに厳しいというように受けとめております。

(理事岩上二郎君退席、委員長着席) 不交付団体とは言いながらも、日本の経済の貿易摩擦等も含めたそのいかんによつては、いつ交付団体に転落するかも知れないという状況の中、厳しいものと感じておられますけれども、そうした意味におきまして補助率削減措置はこの六十年度限りで、ぜひ六十一年度からは元に戻していただきたいといふことを、重ねてこの席を通じてお願いを申し上げます。

○参考人(山本滋君) 私の方は不交付団体でありませんが、たまたま労働関係が一割削減といふことで労働省と交渉をしておりました。五十九年中、労働省を含めて大蔵省に陳情に行つたわけですよ。そういう中、こういうことを聞きまして、も

ちろん自治省関係の主計官といふことを聞いておりました、その方から、今度の一割削減はあなたたちのところは何かないですよ、不交付団体を削るための措置です、極端に言うたら、補助金というものは金があるうとなかうと六割、七割や、分限者も貧乏人もやるんだ、しかし分限者のところはやらぬでいいじゃないですか、それをこいう形で一割だけでもいいじゃないか、それが何億か何十億かになりますと、こう言つておりました。本音じゃないかと思つて私は聞きました。

○上野雄文君 ほかの先生方お尋ねしないで大変申しわけありませんが、生々しい声を聞きたいために二人にお聞きをしたわけですよ。どうもありがとうございます。

○中野明君 公明党の中野明でございます。参考人の先生方には大変きょうはありがとうございます。時間が限られておりますので、二、三点だけお尋ねしたいと思つておりますが、今回の補助金削減の法案と私どもは言つておりますが、法律の正式の名前は補助金の整理合理化等に関する法律といふこと、名前はまことに結構な名前なんです、中身は一律カットが主体の法案でありまして、非常に私どもも満足で反対でございましたが、過日通過をいたしました。そこで、いわゆるこういうことが起つてくるのも、国、地方を通じて、特に国の財政再建といふことが全面的に表に出まして、国の財政の都合でこういうことになつた。またこれに遺憾なことであると思つておりますが、特にこれからは国、地方を通じて行財政改革といふのが大きな政治課題になっております。その中でやはり補助金の整理合理化といふのが一番私は基本になつてくるのではないと思つております。

特に、先日も私質問をしたわけですが、この補助金の事務手続、それから申請に要する添付書類その他、非常に労力がかつておりました、都道府県では約六〇％という数字が出ております。市町村段階で四〇％ぐらいの労力がそれに充てられて、ほとんど地域の住民のことに充てられては

一％とかあるいは二〇％ぐらゐしか割けないといふようなひどい状態でございます。そこで私は、思い切つた補助金の整理合理化が必要であり、必要なものは当然それの効果が上がつてきておりますし、やるべきだと思つておりますが、零細の補助金はこれはぜひカットしなきゃいかぬ、このように考へております。

その点で、零細補助金は後ほどお尋ねするとして、この補助金の事務手続の簡素合理化といふことについて、現場のお立場から増山参考人と山本参考人に御意見がありましたらお聞かせいただきたいんです。膨大な書類です。私も見せてもらひまして、これほど要するのだからと云うんです、何かこういふものはやめたらどうかといふところがありましたら、御意見を最初にお二人からお伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(増山道保君) 地方自治体にとりましては、国の補助金といふものは事業を執行する上において大変な財源になつておるわけでございます。従来の慣習から申しますと、たとえ幾ばくなりといへども全力を注いでその補助金を獲得し、ちよいだれをするのが私ども地方自治体の長にとりましては、もう使命感に燃えておりますので、たとえ一尺の山になる書類であつても夜を徹して陳情申し上げてちよいだれいたしておるのが実情でございます。そうした経過の中にありまして、ただいま貴重な御示唆をいただきましたけれども、行政改革、合理化といふような面からいふならば、本当に簡素化をしていただきますならば、またある程度のルール化ができるものならば、これにこしたことはないと思つて、これから行政の中でどうぞそういう点に御配慮をいただきなから地方自治体の育成を御考慮いただければ大変幸せだと思ひます。よろしくお願ひをいたしたいと存じます。

○参考人(山本滋君) 今市長さんのおっしゃつたのと同じ気持ちでございますが、一部には私どもの方の欠陥もあるのだらうと思ひますが、例えば一つの補助金ができ上がったといひます。最初

のときは、初年度は三枚か四枚で終わってよかつたわけですね。そうしますと、今度は枚数が次年度になりますと、三枚が五枚になってきます。と申しますのは、やはり各町、各団体から出ますから、その中でいろいろ照らし合わせた場合、これももう一つつけておいた方がいいだろう、これも一つつけておいた方がいいだろうというのがふえてくるわけですね。そして、最終的には膨大なものになる、年数を経るごとに膨らんでいく傾向があります。したがって、例えば私も前から見て、これだけあるうちのこれとこれは同じで要らぬのではないかと、あるいはこの一枚の紙の最後のやつを五番目の紙にちよつとひつつけておけばもうそれで終わるのじやないか、そういうふうなものはございませう。ところが、補助金をもらう方からはなかなか言いにくいのでございまして、やる方がこれは要らぬぞとおっしゃっていただくといつても減らしますけれども、もらう方からは、これは要らぬでしようがとはなかなか言いにくいのでございませう。

○中野明君 現場の立場でお気持ちをとおっしゃっていただいたのですが、やはりそういうところ、私とはちよつと意見が違ふところがあります。そこで、これは坂本先生にそれではお伺いをするわけですが、今は山本町長おっしゃったように、現場におられる方からは言いにくいという御心境のようではございますが、先生のお立場で、補助金の手続の簡素合理化という中で、こういうものは実際こんなにならなくていいじやないかというようなことについて何か御示唆がいただければ、参考までにお教えいただきたいと思ひます。

○参考人(坂本忠次君) 具体的にと言われますと、私も現場を担当していませんからわかりませんが、私は大学で地方財政学を教えたり、いろいろ地方財政の調査をしておりますけれども、そういったことの話を聞きますと、やはり二重になつていて、特に町村の場合は府県と町村の關係があつて、特に町村の場合は府県の地方課や市町村課やそういったところでもかなりチェックされて、

それからまた国へ行く、あるいは直接国へ行くという場合もございませうけれども、そういうような二重の構造になつてゐる。府県の場合はもちろん直接陳情するわけですが、そういう面でも、やはり何か行政の段階があつて、そういうことが日本では伝統的にもう繰り返して行われてきておる。これはなかなか難しいのですけれども、最近では要するにメニユー化とかそういう方向が今出ておりますけれども、何か一定の範囲までは自動承認にできるような、県段階においてもそういう方向にほつぽつとなつておられますけれども、その点を一番私は感じてゐるわけではございませう。

○中野明君 先ほどの宇都宮市長の増山参考人の御意見にもありましたが、どんな零細な補助金でも書類を山と積んでもというお気持ち、わからぬでもありませんが、行政改革、財政再建、いろいろ言われておりますが、これをやるにはどうして補助金行政にメスを入れないと、これは絶対に身軽にならないのじやないかというのが基本的な私どもの考えでありまして、現在第一線の現場におられる御心境としてはそのまゝお受けいたしましたけれども、考え方として、先日私も私指摘をしたのですが、わずか十五万とか二十万とか、一つの例を挙げますと米の消費拡大の推進ということで平均で二十五万ぐらいになつてゐます。ですから、少ないところは十六万ぐらい、多いところで大都会で五十万ぐらいでしようか。全国の公共団体で二千市町村ぐらいがその事業を実施してゐるんですが、それも同じように手続にそれこそ書類を山と積まなんだら来ぬのですね。そうすると、計算をしてみますと恐らく書類をつくるだけで経費がもうほとんどかかつてしまふのじやないかというふうな感じがするわけですね、こういうのはむだなばらまきの補助金じやないか、そういうのはやめて一般財源化して、そして皆さん方が自由にやれるような形にすべきじやないかということをやつてゐるわけですが、役所の方は一たん補助金をつくりまふとなかなかそれを廃止すると

いうことに踏み切れないようでは、私もこれからの点についてはさらに議論をしていかなければならぬと思つておるわけではございませう。そういう意味から、お答えにくかつたかもしれませんが、お尋ねをしたわけではございませうので、御了承をいただきたいと思ひます。

それから、今回の一律カットという措置は確かに公平なようにも思ひますし、各本省の抵抗を排除するために一律カットしか方法はなかつたろうという気持ちにはわかります。しかし、これをやることによって、表面は公平なように見えて、實際は地方の状況によつては不公平になつて、弱いところはますます弱くなつて格差が広がる。生活保護費は町長さんのところは直接関係ありませんが、人口三万とかあるいは五万とかいうような市にとりましては、これはもう致命傷になつてまいりました。ますます地方公共団体間の格差が広がるということ、私も是非に懸念をしております。そういうことにつきまして、この格差を是正するというのがこれからの地方行政の大きな課題ではないかという気もするわけですが、増山参考人、山本参考人、それから坂本参考人も御意見がありましたら、この格差を正すについてどういう方法が考えられるか、御意見がございましたらおっしゃつていただくとありがたいなと、こう思ひます。――結構でございませう。

そうしますと、最後の問題として、先ほど原田先生も述べになつておりましたが、今回のこの補助金一括法のこの措置、これはどう考へてみましても、大蔵省の答弁も自治省の答弁もそんなんですが、地方に迷惑をかけないようにもう全面的に財源は配慮いたしました、こういうことです。そこまでは配慮したならば、なぜ大蔵省をしてこれだけの法律をつくつて、そして参議院では特別委員会までつくつて審議をしたわけですが、先生もさつきちよつとおっしゃつておりましたが、こんななまでにしなければならぬか、それでして、自治省とか、地方公共団体は損害の方ですが、大蔵省側、財政当局に一体どれだけの実利があるのかということですね。

かということですね。

しかも、先ほどから宇都宮市長さんがおつちやつてゐるうちに、今年度限りということでも、もう本当に地方公共団体としては悲壯な思いでこの措置をのまれた。私ももうそう思ひます。そうなるべくと、国会でもそのところを歯どめをしようと思つて苦勞したわけですが、附帯決議にもそれをうたつておるわけですが、こういう大騒ぎをしてこんな措置までしてくるという背景の、大蔵省というのか、財政当局の意図というのはどういう意図があるのだろうか先生は思ひますか。もしお考えがあればおっしゃつていただきたいんです。私もこれはこれを恒久化しようという意図があるのと違ふかという心配があつたもので、それから、それで六十年年度限りということできつて歯どめをしたつもりでございませうが、その辺を含めて先生御意見がありましたら、おっしゃつてくだ

○参考人(原田博夫君) 大変に難しい御質問で、私もちよつと推測の域を出ませんのですけれども、先ほどちよつと申し上げましたけれども、国あるいは大蔵省のサイドとしましては、今回の高率補助金をカットするというやり方によつて恐らく全体、つまり国の例えば八割負担の部分を七割に引き下げるといふことは、国は七割しか責任持ちませんよということではなくて、今まで十割だったものを九割にするということでは全体の規模の縮小ということを図つてゐるのではないだろうかと。それをそういう形ではなくて、補助率削減という形で表現したのではないだろうかというふうには私は理解してゐるものであります。そうしますと、恐らく今までの負担額でいいますと、地方が同じ負担額でやれば、当然のことですけれども全体として九割、全体として一割減つてしまふ、それで構わないのではないかと、あるいは、あるいは国の方は最終的にはねらつてゐたのかなというふうには私は想像してゐます。しかし、いづれにしてもそういうやり方というのは、ちよつと問題の趣旨から申しまして、本来

それから、坂本参考人にお伺いします。

何でそういうことができるかと思ったら、先ほ

也方下女委員會會議錄第五卷

それから、最後に佐藤参考人には、そういう厳

○委員長(金丸三郎君)　じゃ、三人の方をお願い

○参考人(増山道保君) 最初御質問のございました

零細補助金の関係でございますが、私どもも地方

助金を毎年毎年見直しをしながらこれを削ろう、

補助金でもということでは一生懸命やっております

は、おいしい御飯の食べ方食べさせ方、婦人会と

ているという評価もいただきながら取捨選択を

ただけるならば大変ありがたいと思うのでござい

昭和六十一年五月二十二日【参議院】

ましては、今回の引き下げにつきまして自治大

きたいというのが地方自治体の希望でございます。

○参考人(坂本忠次君) 神谷議員からの御質問で

先ほども申しましたけれども、交付税特別会計の

い、これも政策的にやられているわけでありま

いう問題と、それから本来地方財政の赤字という

れないというような二つの問題が大きく言えばあ

が、特に生活保護費なんか非常に構造化してい

て、そういう中で私は、交付税制度の今日の三

100

も、研かにその一面があるので、うか

○参考人(佐藤光雄君) 私に 戦後四十年定着を

重要な柱として揺るがすことのできないものに今

一般財源としては二八%弱になっていること。た

これを改めるとか、また防衛費、軍事費を削減を

を段階的に解消するために、今こそ国の特別交付

上げて、交付税が地域、地方自治体の実態を正し

しかし、さりとて国も地方自治体も大変な財政

民と自治体労働者の参画による行政を目指して連

一五

昭和六十年五月二十二日
【参議院】

窓口業務は昼休みでも行うように改善をするのだとか、公立保育園の保育時間は父母の要求に基づいて適正に延長するのだとか、また図書館と児童館、動物園、植物園などは勤労者や児童にとつては利用度の高い施設に利用時間の延長をするのだとか、また日曜、祝日の開館を行うのだとか、また今真剣に私も議論をしておりますが、例えば学校給食は児童や父母の要求に応じできるだけ給食日数の一定の延長だとか三季休業中の効果的な業務のあり方等も含めまして追求をしていきたいというふうにも考えているところですよ。

いずれにいたしても、私どもは開かれた地方自治体、しかし同時に地方自治体のあり方には財源が保障されるという制度がまた当然必要でありまして、今行われようとしているこの地方交付税法の大改悪と申し上げて過言でないと思ひますが、これはぜひ皆さん方御審議をいただきますで、そのようなことのないようにお願いしたいと思います。

最初に岩上議員から御質問いただいた起債の問題について私の考え方を述べるのが先ほど漏れておりました。

私は、地方自治体労働者、公務員労働者の賃金のあり方については先ほど申し上げた考え方のとおりであります。だからといって賃金ラスパイレスを基準にして国の方針で起債を統制をするというのは、これまた大変な地方自治体への介入になるといふふうに考えます。法定主義、条例主義ということも申し上げましたが、そういう前提で地方自治体で決めたそれを国が介入して変えるということとは、これは許されないことではないかというふうに考えているところです。

○三治重信君 民社党の三治ですが、各同僚委員から質問がありましたので重複を避けてごく簡潔に御質問をしたいと思うんです。

山本さん、地方交付税の算定がことしはどれだけ来るのかわからぬというお話だったのですが、今までは大体わかっていたのですか。その点、今

まではわかつていたけれども、今度わからなくなつたというのはどういうわけか。大体交付税というのは交付の算定が決まつていて、各市町村みんななどだけ来るかというのが計算できるところに交付税のいいところが、ごまかしがなくていいところがあるのじゃないかと思つてゐるのですが、どうしてことしはどれだけ来るかわからぬうになつたのか。それには何か係数がどうのこうのというお話もちよつとあつたのですが、そんな点、どういうところに交付税の金額が算定できなくなつたと、こう考えておられるのか、その点一つ。

それから坂本さんに、普通交付税の単位費用の再検討をやるべきときではないか、高齢化社会に向かつて、殊に中核都市や地方都市の性格が変わつてきているから単位費用の検討をやるべきじゃないかと、こういう御意見がちよつとあつたと思うのですが、私もこの地方交付税の配付の基準である単位費用というのですか、この基準をやはり自治省は再検討すべきときではないか、それは非常に難しい問題が、利害関係があるから一概には言えないけれども、やはり社会の変化に応じて交付税の配付の基準の単価というものは一定の時期ごとに變えるべきじゃないかということを考へてゐるわけなんです、その点についていまだ少し結論的に言へば、概略的な方向として都市の方が多くなるような単位費用を改定すべきという考へですかどうか。

それから原田さんに、地方税の改革で大型間接税だとかいろいろあるけれども、いわゆる地方の自主財源ということからいへば、この大型間接税を国がやるよりか地方消費税でやつた方がベターじゃないかというような御意見がちよつとあつたと思うのですが、そういうことについて、今後税制改正で、殊に地方税において地方の一般的な消費税についてどういうふうにお考へになつてゐるか、ちよつとお話したいだきたいと思ひます。

○委員長(金丸三郎君) 御三人に御質問がございましたが、それじゃ山本参考人からお願ひいたし

それから坂本さんに、普通交付税の単位費用の再検討をやるべきときではないか、高齢化社会に向かつて、殊に中核都市や地方都市の性格が変わつてきているから単位費用の検討をやるべきじゃないかと、こういう御意見がちよつとあつたと思うのですが、私もこの地方交付税の配付の基準である単位費用というのですか、この基準をやはり自治省は再検討すべきときではないか、それは非常に難しい問題が、利害関係があるから一概には言えないけれども、やはり社会の変化に應じて交付税の配付の基準の単価というのは一定の時期ごとに変えるべきじゃないかということを考へているわけなんです、その点についていまだ少し結論的に言えば、概略的な方向として都市の方が多くなるような単位費用を改定すべきという考へですかどうか。

それから原田さんに、地方税の改革で大型間接税だとかいろいろあるけれども、いわゆる地方の自主財源ということからいえば、この大型間接税を国がやるよりか地方消費税でやった方がベターじゃないかというような御意見がちよつとあつたと思うのですが、そういうことについて、今後税制改正で、殊に地方税において地方の一般的な消費税についてどういふふうにお考えになっているか、ちよつとお話したいだと思います。

○委員長(金丸三郎君) 御三人に御質問がございましたが、それじゃ山本参考人からお願いたした

ましよう。

○参考人(山本滋君) 先ほど申しましたように、私の方で一割カットで減るのが七千万円でございます。千五百万円は建設事業だということで起債を認めるということ、これは地方課の方から参りました。ところが、あとの五千五百万円については交付税の中の単位費用が変わってくるわけです。それから係数も変わってくる。単位費用については今法律が出ておりますので、私どもこれを出発前にもらったわけで、予算算定は大体一月から二月ごろいたしますので、そういう時点で全然わかりません。ただ千五百万だけはわかったという状態でございます。

特に私の方の場合は労働費でございますので、算定を労働費のみで言ってくるのか、どこでどういう形で来るのかわかりません。全部入れてないという事はないですが、そういうことで現在の段階では算定してまいりましたが、果たしてこれだけふえるかどうか。と申しますのは、昨年の算定と、単位費用はわかりましたから、それと単位費用を掛けまして、なお測定単位の変更あるいは補正係数については昨年どおりにいたしております。それで三億二千万ふえるということになるのですが、果たしてこんなにふえるだろうかという疑問を持つわけです。こんなにふえたことありませんから、だからこういうのは補正表の中でまんぐりされるのではないかと、こう思うわけでございます。

○委員長(金丸三郎君) それでは、次に坂本参考人、お願いいたします。

○参考人 坂本忠次君） 先ほどの御質問でございますが、都市ということを強調したのですが、私は特に日本のこの地域的な不均等は大都市圏と地方圏との関係からというよりも、同一府県内部の中核都市とそれから農村過疎地との格差が逆に広がっている面がございます。国土庁の人口統計なんかを見ましても、人口急増都市というのは今地方都市に移りつつあるのじゃないかと思うんです。もちろん大都市も問題は抱えているわけです。

けれども、そういう中でやはりかつての大都市問題のような問題が今地方の、宇都宮市もございいますが、そういうところに移りつつあるという意味で、その単位費用をもつともつと、まあ検討されると思いますけれども、検討していく必要がある。

その面で、補助金の場合にはいわゆる超過負担問題というのがございまして、補助対象基本額に對する実質の補助比率、この計算も難しいわけですから、これが非常に一人当たりを見ましても格差があるということで超過負担問題が起るわけでありますが、それに似たような考え方で交付税の基準財政需要額について、例えば生活保障とかいろいろな問題、そういう高齢化社会がもたらす問題がそこに大変大きくビルトインして義務的経費を上げておりますから、それを同様な考え方で——そういう試算が沖繩とか幾つかあるのですけれども、それをもつともつとやていく必要があるのじゃないか。その上で基準財政需要額の考え方をもつと充実していくということ、これは一種のシビルミニマム思想とも関係しておりますけれども、こういう検討がもつと補助金に類似してやられていかなければいけないのじゃないかというのを申し上げたいわけでございます。おわかりいただけたでしょうか。

○委員長(金丸三郎君) 原田参考人、お願いいたします。

○参考人(原田博夫君) ただいま三治議員の方からの御質問の趣旨は、将来導入されるかもしれないとされている消費税を地方税として導入した際にそれはどういふふうな姿になるだろうかというようなお話だったと思います。

まだ仮定の話で、仮定の話をこのような国会の場所でも申し上げるのはまことに恐縮なんですけれども、原則といたしましては現行の地方交付税の財源として国税三税が決められておるわけですが、少なくともそれに十分にかわり得るだけのものではなくてはいけないうというふうに思っております。その程度の規模であるべきだろ

う。そして、財源的には現在三二%ということですが、実態もうちよつと低いというふうな指摘もございますけれども、そういうふうになつておりますが、これは本来の趣旨から申しまして、もし導入されるならば、その大型地方消費税というようなものの半分程度は地方に固有の権限があるというふうに考えてもよろしいのではないかと、うふうに私は思っております。

どうしてこういう消費税というものが地方へ配分するのにふさわしいかといえ、最大の理由は、地域間で財源的に偏在度が、一人当たり置きかえた場合ですけれども、比較的少ないということが最大の理由であろうかと思ひます。具体的にどういふ税の種類にするかといふのは、これは実際に検討してみないと細かい点はわかりかねますけれども、課税ベースで申し上げればそういうことが申し上げられると思ひます。

○委員長(金丸三郎君) ほかには御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれで終わります。

参考人の方々にごあいさつを申し上げます。
本日は、長時間にわたりまして、また御遠方からわざわざ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和六十年六月五日印刷

昭和六十年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局